

長野県建設労働組合連合会 国保医療共済規程

第1章 総 則

第1条 目 的

この共済規程は、建設労連規約第3章第4条及び第5条第4項ならびにけんろう共済規程前文の趣旨に基づき、国保医療共済事業の適正な運営を目的として定める。

第2条 共済金の名称

この制度は「国保医療共済」といい、共済金の名称は「国保医療共済金」（以下、共済金という）とする。

第3条 加入基準

長野県建設労働組合連合会（以下、建設労連という）に加入し、長野県建設国民健康保険組合（以下、長建国保という）に加入している組合員（以下、「国保組合員」という）のうち70歳未満の組合員は全員加入する。

- 2 協会けんぽ適用除外、または同一世帯内で建設業に従事する者が複数いて、その中で健康で仕事に従事していることにより65歳以上70歳未満で加入する国保組合員については、けんろう共済規程第4条第4項（2）にかかわらず、建設労連に加入することとする。

- 3 前項の場合におけるけんろう共済の加入基準については、けんろう共済規程第4条第1項、第2項、第3項を準用する。

第4条 受給資格の発生と消滅

この共済の受給資格は、加入申し込みをした翌月1日以降の共済事由より発生する。

- 2 国保組合員の資格を遡及して取得する場合、国保医療共済の資格は遡及しないものとする。
- 3 国保組合員の資格を遡及して喪失する場合、国保医療共済の資格も遡及して喪失するものとする。
- 4 受給資格者が70歳に達した場合、受給資格は消滅する。

第2章 共済掛金

第5条 掛 金

共済掛金は、月額350円とする。

第6条 掛金の払込と還付

国保組合員は所属単組が決めた集金日までに共済掛金を遅滞なく納めなければならない。また、受給資格が発生した日以降の掛金はいかなる理由があってもこれを返還しない。

- 2 単組は当月在籍しているこの共済の加入者の掛金を全額一括して15日（土曜・日曜・祝祭日に当たる場合は直後の平日）までに本部へ納入しなければならない。
- 3 国保組合員が遡って資格を喪失した場合は、掛金の還付を行う。
- 4 前3項に定めるほか、必要な事項は、長建国保の規約、けんろう共済規程、その他関連規程を準用する。

第3章 支給対象と金額

第7条 支給対象

この共済の加入者が保険医療機関等又は保険薬局から請求される診療報酬明細書（医科及び歯科）及び調剤報酬明細書に基づく療養の給付、並びに療養費（診療費、コルセット、柔道整復、マッサージ、はり灸等）、訪問看護療養費とする。

- 2 前項に定めるほか、長建国保の療養付加金支給規程を準用する。

第8条 国保医療共済金の計算及び支給決定

共済金は建設労連において計算する。建設労連は、計算後支給の可否を決定し、支給を決定した場合は、支給決定通知書により組合員に通知しなければならない。

第9条 支給金額

入院にかかる診療報酬明細書1枚を単位とし、一部負担金について、長建国保の療養付加金の控除額を上限として支給する。

- 2 外来（通院・院外処方）にかかる診療報酬明細書1枚を単位とし、一部負担金について、長建国保の療養付加金の控除額を上限とし、国保医療共済の控除額10,000円を超えた額を支給する。
- 3 前2項の支給の際に発生する振込手数料は、組合員負担とし、共済金額から控除する。また、1回の支給金額が振込手数料と支給通知郵送料を合算した額以下の場合は支給しないものとする。

第10条 支給の制限・保留、免責期間

この共済の施行日以後、新規に加入する者については加入月から3ヶ月間を免責期間とし、4ヶ月目の診療分から支給対象とする。

- 2 その他、支給の制限・保留については、長建国保の療養付加金支給規程及び給付制限規程を準用する。

第11条 支給期日

支給期日は、原則として診療月の３カ月後の２８日とする。支給期日が土曜、日曜、祝祭日に当たる場合は直前の平日に支給する。

２ 前項に定めるほか、長建国保の療養付加金支給規程を準用する。

第４章 申請手続き

第１２条 申請手続き

共済金の申請手続きについては、長建国保の療養付加金支給規程第６条を準用する。

第５章 確認・審査

第１３条 共済運営委員会

共済運営委員会は、けんろう共済規程第１６条を準用して運営する。

第１４条 共済専門委員会

共済専門委員会は、けんろう共済規程第１７条を準用して運営する。

第１５条 監査及び事務局

監査及び事務局については、けんろう共済規程第１８条を準用して運営する。

第１６条 単組の協力

共済専門委員会が必要であると判断したときは、給付申請内容についての調査点検を単組に要請できる。該当単組はこれに対して協力義務を負う。

第１７条 申請者の義務

申請者は、共済運営委員会及び共済専門委員会が必要と認めた調査に協力しなければならない。この義務を怠った場合は、共済金の受給権を放棄したものとみなす。

第６章 異議申し立て及び審査請求

第１８条 異議申し立て及び審査請求

異議申し立て及び審査請求については、けんろう共済規程第２３条を準用する。

第７章 雑 則

第 19 条 共済金の支給

共済運営委員会及び共済専門委員会は、第 16 条、第 17 条の調査のため特に時間を要する場合を除き、すみやかに共済金等を給付しなければならない。

- 2 申請者との間に正当な委任関係がある場合に限り、第三者に共済金を代理受領させることができる。
- 3 組合費、共済掛金等の単組へ支払うべき費用を滞納している組合員への支給については、単組からの申請により単組へ支給することができるものとする。

第 20 条 共済金の返還

共済金の返還に関する事項については、長建国保の療養付加金支給規程第 8 条を準用する。

第 21 条 時効

共済金の時効は、長建国保の療養付加金支給規程第 9 条を準用する。

第 22 条 会計年度

この共済の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

- 2 決算については共済運営委員会で承認し、本部定期大会へ報告しなければならない。

第 23 条 予算編成と給付等の見直し

共済運営委員会は毎年度当初に当年度予算案を作成し本部定期大会へ提出して、承認を得るものとする。なお、定期大会までの予算執行にあたっては暫定予算を組み対応し、暫定予算の編成は共済運営委員会の専決事項とする。

- 2 共済運営委員会はこの共済制度の安定運営を図るため、常に収支状況を把握し、必要に応じて翌年度の掛金や給付等の見直しを行う。

第 24 条 規程の改廃と改正規程の適用時期

この共済規程の改廃は共済運営委員会で決定し、本部定期大会へ報告を要する。

第 25 条 細則の制定

必要があるときは別に細則をつくることができる。なお、細則の改廃は前条に準じて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条に定める国保医療共済金は、この規程の施行日以降に行われる療養の給付等について適用する。
- 3 第 10 条第 1 項の免責期間について、制度開始時（平成 26 年 4 月 1 日）の取扱いを次の通りとする。

平成26年3月31日までに国保組合員の資格を取得している者については免責期間を設けない。但し、国保組合員の資格を取得している者が、平成26年3月31日以前に脱退し、平成26年4月1日以降に再加入する場合、再加入については、免責期間の適用を受けるものとする。

- 4 平成29年2月1日改正、平成29年4月1日施行（第5条を一部改正）
- 5 2018年4月26日改正、2018年5月1日施行（第3条第2項について一部改正）
- 6 2019年2月4日改正、2019年4月1日施行（第5条を改正）